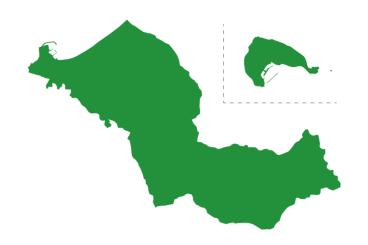


新宮町国土強靱化地域計画



強くしなやかな 地域づくりをめざして

令和5年2月

目次

はじ	かに	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
第1	章 新宮町の地域特性	4
1	町域の概況	4
	(1)地形条件	4
	(2)地質条件	4
	(3)気象	4
	(4)社会的条件	5
2	自然災害に関する特性	5
	(1)風水害の履歴	5
	(2)地震の履歴	7
	(3)津波の履歴	9
	(4)風水害の想定	9
	(5) 地震災害の想定	10
	(6)津波災害の想定	11
第2	章 地域強靱化の基本的な考え方	12
1	地域強靱化の意義	12
2	対象とする災害	12
3	基本目標	13
4	地域強靱化を推進する上での基本的な方針	13
	(1)強靱化の取組姿勢	13
	(2)取組の効果的な組み合わせ	14
	(3)地域の特性に応じた施策の推進	15
5	計画期間	16
6	各種施策の推進と進捗管理	17
第3	章 強靱化の現状と課題(脆弱性評価)	18
1	脆弱性評価の考え方	18
2	事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定	18
3	施策分野の設定	20
4	脆弱性評価結果	20
第4	章 推進方針(取り組むべき事項)	22
1	リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	22
2	施策分野ごとの強靱化施策の推進方針	34

別表				46
別表 1	「起きてはならない最悪の事態	(リスクシナリオ)	」ごとの脆弱性評価結果	46

はじめに

1 策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。このような中、国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下、「基本法」という。)が施行され、平成26年6月に「国土強靭化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が閣議決定された。

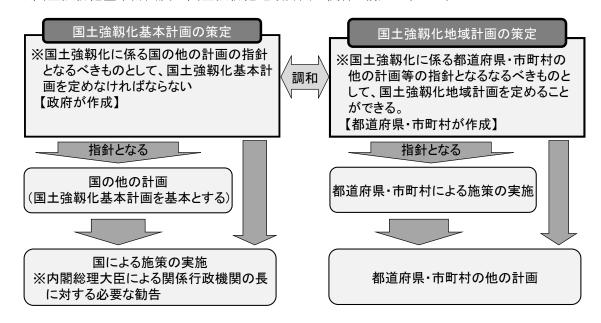
その後、平成30年12月に、基本計画の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、基本計画の見直しを行った。福岡県においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「福岡県地域強靱化計画」を平成28年3月に策定し、「平成28年熊本地震」、「平成29年7月九州北部豪雨」に係る検討・検証結果と併せ、令和元年6月に計画を改定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが整備されてきた。

この間、新宮町においても、過去の災害の教訓を踏まえ、「新宮町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

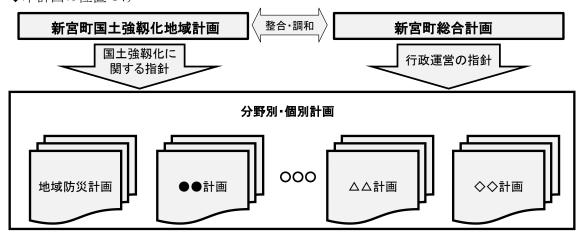
新宮町における自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、町の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために必要であるだけでなく、国・福岡県全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、県、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していくことが重要である。こうした基本認識のもと、新宮町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「新宮町国土強靱化地域計画」を策定するものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」(以下「地域計画」 という。)であり、国の基本計画及び福岡県の国土強靱化地域計画との調和を図りつつ、新 宮町の町政の基本方針である「新宮町総合計画」とも整合を図りながら策定し、「新宮町地 域防災計画」や各分野別計画における町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進 する指針性をもつ計画として位置づけるものである。 ◆国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係(第10条ほか)



◆本計画の位置づけ



◆地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、その対応を取りまとめたものである。このため、「地震・津波対策編」、「風水害対策編」など、災害ごとに計画が立てられている。

一方、地域強靱化計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないよう、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものである。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そういう事態に陥らない ために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考える というアプローチがなされている。

◆地方創生総合戦略との関係

国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が災害時・平常時のいずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有するものである。

したがって、地域強靱化計画は、両者の相乗効果を高めるため、地方創生総合戦略と調和・ 連携が図られたものとなっている。

第1章 新宮町の地域特性

1 町域の概況

(1) 地形条件

① 地形及び面積

新宮町は福岡県の北西部に位置し、「く」の字をした本土と、海上約7.5 kmを隔てて玄界灘に浮かぶ離島相島で形成され、起伏に富んだ地形で自然に恵まれている。南側は福岡市、東南側は久山町、北側は古賀市に接し、北西部は玄界灘に面し、面積は18.93 km である。

② 河川

立花山東側の流水は青柳川、さらに大根川を経て玄界灘に注いでいる。 また、立花山西側の流水は小河川となり、牟田川とともに湊川を経て玄界灘に流入している。

(2)地質条件

新宮町の地質は、新生代第三紀層が中央部以東の大半を占め、また西部地区にも部分的な 分布がみられる。

立花山、三城岳を結ぶ稜線を中心に、東西に花崗断層の流れがあり、西部地区平野一帯は 沖積層であり、相島は玄武岩により形成されている。また立花山東部より的野地区一帯に多 くの断層がみられる。

地味は、全体的に酸性で農耕地は平均 p H4.5 と、かなり強い酸性を持つ土壌である。

(3) 気象

気候は、日本海気候区に属し、年間を通して概ね穏やかで、冬季の曇天が多く北西の季節 風が強いことが特徴となっている。

なお、年平均気温は 15.3~17.3℃、年間降水量は県内平均と同程度の 1,600mm~2,000mm 程度である。

(4) 社会的条件

① 人口・世帯数の状況

新宮町の人口は、令和2年の国勢調査では32,927人となっており、平成27年の30,344人から約8.5%の増加がみられる。世帯数は12,469世帯で、世帯当たりの人数は約2.64人である。また、人口は、国道3号の西側に集中しており、杜の宮区、緑ケ浜区等の団地や夜臼地区、JR新宮中央駅周辺地区などをはじめとしたマンション建設等により人口が増加している。

② 土地利用の状況

新宮町では、国道 3 号が横断する丘陵地末端部より海岸線にかけて市街地が集中して おり、JR新宮中央駅周辺は、大型店舗やマンションの進出が進んだ。

また、JR鹿児島本線沿線の北側に工業系の土地利用がみられ、立花山東側の谷底低地部分についても、県道筑紫野古賀線沿線を中心に工業系の土地利用が広がっている。 海岸線の砂丘・砂堆地帯は、林地として残っている区域も大きいが、周辺部から徐々に住宅地が拡大している。

2 自然災害に関する特性

(1) 風水害の履歴

① 昭和28年6月25日~6月29日 梅雨前線による大雨(西日本水害)

6月中旬に大雨を降らせた梅雨前線は、いったん奄美大島付近まで南下し、梅雨は中休み状態になったが、17日以降九州中部まで北上し、同時に太平洋高気圧は勢力を強めてきた。6月25日から28日までにかけ、日本海の冷たい高気圧と太平洋高気圧の勢力がともに強く、九州に停滞していた梅雨前線に南シナ海から南西の湿った空気が流れ込んだため、低気圧の通過や前線の南北震動に伴って九州北部・中部で雷を伴った豪雨となった。古賀市の小野地区・青柳地区を貫流する大根川や、大根川の水系である谷山川、青柳川の3河川は26日午前2時半頃から増水氾濫をはじめた。

○新宮町の被害

被災総数 1,051 人

住宅の半壊 16 棟・床上浸水 51 棟・床下浸水 108 棟 耕地の被害(田)5~6 反

② 平成3年9月14日 台風17号

九州地方を中心に暴風による被害が多発し、死亡者の多くが強風に伴う家屋の倒壊又は飛来物によるものであった。また、活性化した前線による雨に台風による雨が加わったため大雨となった。

福岡県糸島市(旧前原町)で1時間に147ミリを記録した。

○新宮町の被害

住宅の一部破損 1 棟・床下浸水 36 棟・非住家の被害 1 棟 道路 2 ヶ所・河川 1 ヶ所

③ 平成3年9月27日~9月28日 台風19号

大型で非常に強い台風として九州に上陸し、日本海で加速して北海道に再上陸した。上陸台風としては、降水量は少ないほうであったが、各地で強風被害があり、高潮害、塩害も顕著であった。

○新宮町の被害

住宅の一部破損多発・非住家の被害 4 棟 道路 2 ヶ所・被害船舶 9 隻

④ 平成11年6月29日 大雨

6月23日から九州北部に停滞していた梅雨前線は、29日明け方から活動が活発になり、 午前7時過ぎから福岡市周辺で集中豪雨となった。隣接する福岡市内では、1時間雨量 79.5mm を記録し、新宮町でも下記のとおり被害が確認されている。

○新宮町の被害 床上浸水 37 棟・床下浸水 250 棟

⑤ 平成21年7月24日 大雨

7月19日から26日にかけ、西日本で梅雨前線の活動が活発になり、九州北部地方では24日夕方から大雨となった。

福岡市博多区で1時間雨量116ミリを観測し、新宮町においても降り始めからの雨量が200mmを超える雨量を観測した。

○新宮町の被害 床下浸水 36 棟

⑥ 平成29年7月5日~7月6日 九州北部豪雨

対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、線状降水帯が形成・維持され、同じ場所に猛烈な雨を継続して降らせたことから、九州北部地方で記録的な大雨となった。

この大雨により、福岡県や大分県で307箇所に土砂災害等が発生し福岡県朝倉市、東峰村、添田町、大分県日田市、中津市で甚大な被害をもたらした。

福岡県朝倉市で24時間雨量545.5mm、最多時間雨量129.5mmを観測し、死者40人、行 方不明者2人(平成30年6月末)の人的被害が発生した。

⑦ 令和2年9月6日~9月7日 台風10号

9月1日21時に小笠原近海で発生した台風10号は、発達しながら日本の南を西北西に進み、大型で非常に強い勢力で沖縄地方に接近し、その後勢力を維持したまま北上し、9月6日から9月7日にかけて奄美地方から九州に接近した後、朝鮮半島に上陸し、9月8日3時に中国東北区で温帯低気圧に変わった。

この台風は、進路にあたる地域において海面水温が記録的に高いうえ、上空の風などの発達の条件が揃っていたため接近時の勢力は過去最強クラスといわれ、最低気圧 910hpa、最大瞬間風速 80m/s の猛烈な勢力に発達し、特別警報の発表基準に達する見込みとなり、台風の進路に近い場所では過去にないような荒天のおそれがあり警戒された。

新宮町においても、台風接近に備え、9月6日14時に町内全域に避難勧告を発令し、 避難所を7ヶ所開設するなど、最大級の警戒体制をとった。台風接近に際して、大きな被 害が発生することが予想され、報道等でも大きく報じられたことから、465人が事前に避 難した。

直前にほぼ同じコースを辿った台風 9 号の影響により海水温が下がり、動力源となる 水蒸気が取りこめなくなったことから急速に減衰したため、大きな被害は発生しなかっ た。

(2) 地震の履歴

新宮町は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、平成17年3月20日、福岡県北西沖(福岡市の北西約30km、当時の震央地名は福岡県西方沖)を震源とする最大震度6弱の地震(深さ9km、マグニチュード7.0)が発生し、新宮町は震度5弱を観測した。

また、「平成 28 年熊本地震」の一連の活動の中で、平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分に熊本地方で発生した地震(深さ 12km、マグニチュード 7.3)により震度 4 を観測した。

■直近の新宮町関係の地震【平成28年熊本地震】

年月日 時間	震源	深さ (km)	M	被害の概要	
2016/4/16 1:25	熊本	12	7. 3	震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 新宮町 震度4	

■過去の福岡県関係の主な地震

(日本被害地震総覧より)

年月日 時間	震源	深さ (km)	M	被害の概要
679/12/-	筑紫		6.5-	家屋倒壊、
夜			7. 5	幅2丈(6m)、長さ3,000余丈(10km)の地割れ
1872/3/14 17 時頃	浜田沖		7. 1	久留米地区で液状化による被害
1941/11/19 1:46	日向灘		7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害震度5 宮崎、人吉震度4 福岡、熊本、大分
1968/8/6 1:17	愛媛県 西部	40	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和 島で重油タンクのパイプが破損し、重油 170kl が海 上に流出 震度 5 大分 震度 4 福岡、山口、宮崎延岡、熊本、阿蘇山、 鹿児島
1996/10/19 23:44	日向灘	34	6.6	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のものが落下する程度。飫肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。 震度5 宮崎、鹿児島 震度4 福岡

				軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176
1997/6/25	山口県	8	6.6	棟。水道断水は、阿東町、むつみ村の2町村でピー
18:50	島根県			ク時 90 戸。
	境			震度6強 益田市 震度4 福岡
				福岡市を中心に被害。
2005 /2 /20	福岡県			人的被害:死者 1 名、重傷者 197 名、軽傷者 989 名
2005/3/20		9	7.0	住家被害:全壊 143 棟、半壊 352 棟、一部損壊
10.53	北西沖		9, 185 棟 新宮町 震度 5 弱	

(3)津波の履歴

新宮町が位置する玄界灘沿岸では、近年大きな津波は観測されておらず、平成17年福岡県西方沖地震や平成23年東日本大震災においても、津波による被害は発生していない。

(4)風水害の想定

新宮町における浸水危険性がある地域は、地形区分でいう氾濫原と谷底低地が中心となる。特に、湊川下流域の沿岸部や夜臼地区の一部では、大雨や集中豪雨となった場合、氾濫・浸水被害をもたらす可能性が考えられる。また、台風接近時等には、高潮による浸水被害も想定されている。

① 大雨

福岡県内では、平成29年7月5日から6日にかけて線状降水帯の形成により、局地的に 猛烈な雨が降り、朝倉市や東峰村において甚大な被害が発生した。また、翌年の平成30 年7月にも西日本を中心に記録的な大雨が降り、新宮町においては、平成30年7月7日の 午前8時において降り始めからの降水量が238mmに達し、午後1時に土砂災害警戒情報が 発表されたことにより避難勧告を発令するなど、町民生活に大きな影響が生じた。この ように、近年の福岡県内や新宮町における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものが多い。

なお、大規模な風水害の想定については、水防法の規定により想定し得る最大規模の 降雨による浸水想定が公表されている。

区域	作成主体	前提となる降雨
湊川水系湊川、牟田川	福岡県	湊川流域の24時間の総雨量1,093mm
大根川水系青柳川	福岡県	大根川流域の6時間の総雨量584mm

② 台風による高潮等

台風が接近・上陸すると風害、水害等の大きな災害が発生するおそれがある。台風は7月から9月を中心として、福岡県に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。また、福岡県付近に梅雨期や秋雨期等に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気が流入し、前線の活動が活発化して、大雨による災害の危険性が増す。

台風の強風により建造物の倒壊や倒木の発生、激しい雨によって洪水・浸水害、土砂 災害が発生するおそれがある。

また、台風に伴う高潮が湊川等を遡上するおそれがあり、福岡県から高潮浸水想定区域が公表されている。

浸水面積	最大高潮水位 (TPm)	行政拠点の浸水深
120 ha	5. 9	町役場: — m

(資料:平成30年福岡県高潮浸水想定)

(5) 地震災害の想定

地震についての想定は、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成 24 年 3 月 福岡県)において、県内に存在する6つの活断層及び既往の地震に着目して想定地震モデルを設定し、破壊の開始点を両端及び中央部の3箇所から行い震度を算出している。被害の算出については、人口が集中している県内4地域の主要都市(福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市)を中心とする地域に重大な被害を及ぼすと考えられている警固断層、小倉東断層、西山断層、水縄断層に関する被害を算出している。

新宮町において最も影響を及ぼすと考えられる西山断層(南東下部)が活動した場合、 地震による直接的な被害が発生すると推定される。報告書では、建物倒壊や負傷者のほ か、ライフラインが被災する等の被害が想定される。

	被害程度	
建物被害	木造全壊及び非木造大破棟数	21 棟
建初似音	木造半壊及び非木造中破棟数	32 棟
地震火災被害	全出火件数	0 件
	死者数	1人
人的被害	負傷者数	124 人
	要救出者数	8人
	要後方医療搬送者数	12 人

	避難者数	50 人
	帰宅困難者数	3,539 人
人的被害	エレベーター閉じ込め者数	51 人
	食糧供給対象人口	4,274 人
	給水対象世帯	1,600 世帯
	生活物資供給対象人口	50 人
	水道管被害	13 箇所
	下水道管被害	0 箇所
ライフライン被害	都市ガス管被害	0 箇所
	電力(電柱)被害	0本
	電話(電話柱)被害	0本
漁港被害	新宮漁港	1 箇所
1点代仪音	相島漁港	1 箇所

(資料:平成24年福岡県地震に関する防災アセスメント調査)

(6) 津波災害の想定

福岡県では、従来の「津波に関する防災アセスメント調査」(平成24年3月 福岡県)に 基づく津波浸水想定を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」の基本方針や国の知 見に基づき、5つの断層モデルで想定を行ない、新たに津波浸水想定を設定している。

このうち玄界灘沿岸では、対馬海峡東の断層、西山断層について、津波浸水想定を行っている。その結果、新宮町においても津波により、相島の沿岸部や湊川に面した地盤の低い箇所で、地震による堤防の沈下・損壊による浸水が想定され、浸水面積は20haとされている。

なお、内閣府が公表した南海トラフの巨大地震の被害想定によると、新宮町における地 震に伴う津波は推計されていない。

	影響開始	最高津波	最高津波
	時間(分)	水位(TPm)	到達時間(分)
西山断層	5	2. 4	8
対馬海峡東の断層	110	2. 3	263

(資料:平成30年福岡県津波浸水想定)

第2章 地域強靱化の基本的な考え方

1 地域強靱化の意義

新宮町は、東部の立花山や犬鳴山系、その周辺の丘陵地帯にクスノキをはじめとする常緑広葉樹が広く分布し、西部の新宮海岸には「楯の松原」と呼ばれる松林が広がり、大都市近郊としては良好な自然環境に恵まれている。また、九州の大動脈である国道3号と九州自動車道の他に、国道495号や県道筑紫野古賀線などの幹線道路、JR鹿児島本線や西鉄貝塚線の鉄道が南北に走り広域的なアクセスにも恵まれており、住宅地としてのみならず、商業地や工業地などの土地利用でも発展してきたところである。

近年、新宮町では人命にかかわる大規模な災害は発生していないが、福岡県内では大雨による災害が毎年のように発生している。

新宮町は、東部地域に山地や急傾斜地が多く、湊川も小規模河川であるため上流部では川幅が狭く、大雨時には水位が急激に上昇することが想定される。今後、山地の土砂災害や、河川と複合した土石流発生など様々な災害が起こり得ること、想定を超える規模の地震や津波・風水害にも対応する必要があることなどから、早急に新宮町の地域強靱化を推進しなければならない。

また、国全体の強靱化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靱化に取り組むとともに、地域間で連携して災害リスクに対応していくことが不可欠であり、新宮町の地域強靱化を推進し、首都圏のバックアップ機能の強化や、南海トラフ地震などの被災地域に対するサポート体制の整備を行うことで、東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進していくことが重要である。

さらに、このような地域強靱化の取組は、官民投資の呼び込みによる雇用の増加や、東京一極集中の是正による首都圏からの人材の還流を生み出すとともに、地域間の連携強化を促進することから、新宮町における地方創成にも寄与することとなる。

2 対象とする災害

町民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、新宮町における過去の災害被害及び国の基本計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

3 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 町域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、基本目標をより具体化するため、別途、8 つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

4 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

福岡県では、国の基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、地域強靱化を推進する上での基本的な方針を定めている。新宮町においても、国や県との調和を図るため、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

(1)強靱化の取組姿勢

○ PDCAサイクルの実施

地域強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づき PD CA (Plan-Do-Check-Action) サイクルによる進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

○ 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取組を通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

○ 代替性・冗長性の確保

道路施設や上下水道などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、 代替性・冗長性の確保に努める。

○ 国全体の強靭化への貢献

東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進する。

○ 平常時の有効活用を踏まえた対策

景観の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な無電柱化の取組や、安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入などのように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

(2) 取組の効果的な組み合わせ

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進する。

○ 各主体との連携の強化

自主防災組織や町内事業者との連携はもとより、国や県、他市町村との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

○ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援(公助)のみならず、自分の身は自分で守ること(自助)や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと(共助)が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官(国、県、市町村等)と民(住民、コミュニティ、事業者等)が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

○ 平常時の有効活用を踏まえた対策

景観の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な無電柱化の取組や、安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入などのように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

(3)地域の特性に応じた施策の推進

- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理(社会資本の老朽化対策) 公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定 等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。
- 地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備 人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化 (防災)を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取組として 推進する。
- 女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等への配慮 災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、 地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのあ る人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。

また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行う。

【参考】 国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」

- (1) 国土強靱化の取組姿勢
- ① 我が国の強靭性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM (Evidence-based PolicyMaking: 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視点を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、 適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。
- (2) 適切な施策の組み合わせ
- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設

- の確保などハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官(国、地方公共団体)と 民(住民、民間事業者等)が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に 重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会 資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた 時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、 施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効果的に差策を推進すること。
- ① 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ② 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ③ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ④ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。
- (4) 地域の特性に応じた施策の推進
- ⑤ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を 推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ® 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等に十分配慮して施策を講じる こと。
- ① 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

5 計画期間

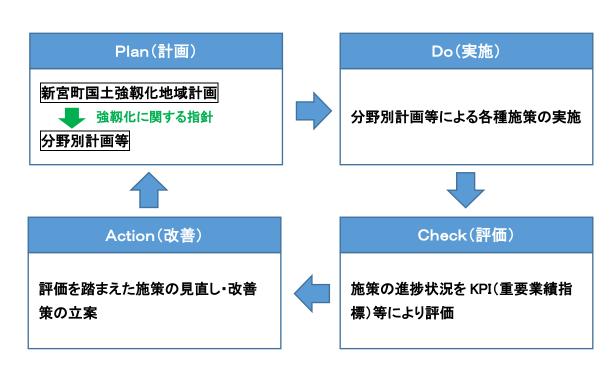
令和4年度を始期とし、国の基本計画、福岡県強靱化計画の見直し、社会経済情勢等の変化及び強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとする。

6 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「新宮町総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「新宮町地域防災計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進する。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDC Aサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて計画を見直す。

加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図る。



第3章 強靱化の現状と課題(脆弱性評価)

1 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

新宮町では、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施 した。

- 事前に備えるべき 目標
- 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
- 施策分野

の設定

【脆弱性の分析・評価】 事態回避に向けた施策 の現状を分析・評価 (リスクシナリオごと、施 策分野ごとに整理) 対応方策の検討

2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

国の基本計画では、8 つの「事前に備えるべき目標」と 45 の「起きてはならない最悪の事態」、福岡県の地域計画では8 つの「事前に備えるべき目標」と 30 の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本計画では、国、県の計画を参考に、新宮町の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性等を踏まえて整理・統合を行い、8 つの「事前に備えるべき目標」と 24 の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

●新宮町のリスクシナリオ

事	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
		1-1)	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生	
		1-2)	津波・高潮による多数の死傷者の発生	
1	直接死を最大限防	1-3)	河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生	
		1-4)	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
		1-5)	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通 渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生	

	救助・救急、医療活動が迅速に行われる るとともに、被災者	2-1)	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・ エネルギー供給の長期停止
2		2-2)	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
2	等の健康・避難生活	2-3)	被災地における疫病・感染症の大規模発生
	環境を確実に確保する	2-4)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災 者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政 機能は確保する	3-1)	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制 の不備による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報 通信機能・情報サー ビスは確保する	4-1)	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
	ライフライン、燃料	5-1)	上水道等の長期にわたる供給停止
	供給関連施設、交通ネットワーク等の	5-2)	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
5	被害を最小限に留	5-3)	交通インフラの長期にわたる機能停止
	めるとともに、早期 に復旧させる	5-4)	防災インフラの長期にわたる機能不全
6	経済活動を機能不	6-1)	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被 害等による経済活動の機能不全
	全に陥らせない	6-2)	食料等の安定供給の停滞
	that then my tole 2 A VI 111	7-1)	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積 した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-2)	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-3)	農地・森林等の被害による土地の荒廃
		8-1)	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	社会・経済が迅速か	8-2)	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョ ンの欠如等により復興できなくなる事態
8	つ従前より強靱な 姿で復興できる条 件を整備する	8-3)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等 による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進 まず復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を、以下のとおり設定した。

施策分野	個別施策分野	①住宅・都市
		②保健医療・福祉
		③交通・物流、
		④農林水産
		⑤土地保全
		⑥環境
		⑦土地利用
		⑧行政/警察・消防/防災教育等
	横断的分野	⑨リスクコミュニケーション
		⑩人材育成
		⑪老朽化対策・研究開発

4 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果は、別表1のとおりである。なお、評価結果のポイントは 以下のとおりである。

○ 各主体との連携強化が必要

地域強靱化に向けた取組の実施主体は、国、県、市町村のみならず、県民や事業者など 多岐にわたっており、地域強靱化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果 的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実 効性を確保しておくことが重要。

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長時間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて、計画的に実施することが必要。

○ 代替性・冗長性の確保が必要

防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要。

○ 地域強靱化に向けた継続的な取組が必要

地域強靱化の取組に終わりはなく、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要。

第4章 推進方針(取り組むべき事項)

1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避する ための強靱化施策について、その推進方針及び目標値をリスクシナリオごとに整理した。

なお、整理した強靱化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれるが、これらの施策については、「起きてはならない最悪の事態」の回避に最も関連の深い リスクシナリオに掲載することとする。

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

住宅、特定建築物の耐震化(地域協働課、学校教育課)

- ○広報誌などを通じて町民へ耐震化の必要性を周知するとともに、平成 26 年度に創設した木造戸建て住宅の耐震改修工事に要する経費を補助することにより耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。
- ○社会資本整備総合交付金を活用し、令和元年に創設した「新宮町ブロック塀等撤去費補助金」においてブロック塀撤去工事に要する経費を補助することにより、倒壊の危険性のあるブロック塀撤去を推進する。
- ○通学路等に面して安全性に問題がある塀が確認された場合は、児童生徒に対し注意喚起を徹底する。

学校施設の耐震化 (学校教育課)

- ○各学校に対して学校施設内の非構造部材等の安全点検を定期的に実施し、報告を行うよう指導助言等を行っている。また、学校から危険箇所等の報告がなされた場合は、速やかに現地調査を実施のうえ、適切な対応を行う。
- ○非常災害時の避難所としての役割を果たせるよう日頃から学校施設内の安全点検等を 実施し、施設の計画的な改修を進めていく。

病院、社会福祉施設等の耐震化 (健康福祉課)

○災害時の医療機能を確保するため、耐震化を進めていく必要がある。

大規模盛土造成地の把握(都市整備課)

○今後、町内大規模盛土造成地の安全性を把握するため、定期的に状況調査を実施し、 その結果を住民(所有者等)に情報提供する。 ○また、調査の結果、危険と判断された場合は、地権者等と協議のうえ、国の交付金を 活用した改修工事の実施を検討する。

住環境等の整備(都市整備課)

- ○住環境等の整備を促進するため、市街地再開発事業や土地区画整理事業の事業主体と なる組合等への助言や支援を行う。
- ○また、狭あい道路整備等促進事業を継続して実施する。

不燃化を行う区域の指定(都市整備課)

○新たな市街地の形成などの状況を踏まえ、必要な地域には都市計画法による防火地域 又は準防火地域の指定を行い、市街地における防火対策を促進する。

指定緊急避難場所となる公園の整備、老朽化対策(都市整備課)

- ○指定緊急避難場所となっている公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理 を適切に行う。
- ○防災公園の整備を推進する。

1-2) 津波・高潮による多数の死傷者の発生

海岸保全施設等の津波・高潮・浸食対策(地域協働課、環境課、都市整備課)

- ○津波・高潮等による被害から背後地を守るため、及び冬期風浪等による越波・浸水被害の軽減を目的とした浸食対策のため、耐震・液状化対策のほか減災効果を発揮する
- 「粘り強い構造」の導入など、優先度の高い箇所から順次、堤防や護岸などの海岸保全 施設の保全・整備を行う。
- ○市街地等を風害、潮害などから守るため、引き続き海岸防災林の整備や薬剤散布による病害虫被害の防止に取り組む。

水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の推進(地域協働課)

- ○津波や高潮等の来襲に対し、湊井堰の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用を検討する。
- ○また、電力供給停止時の対策として、非常用バッテリーを定期的に交換し、適切に管 理運用していく。

河川施設の地震・津波対策(都市整備課)

○河川堤防の耐浸透、耐震及び液状化対策について、堤防の点検を進めつつ、その点検 結果に基づいて検討を行う。

津波・高潮に対する避難体制の強化(地域協働課、都市整備課)

- ○避難情報等の防災情報を確実に伝達するため、情報伝達手段の適切な維持管理を行う。
- ○防災意識の向上を図り、津波・高潮発生時に円滑・迅速な避難が行われるよう、福岡県の津波災害警戒区域図や高潮浸水想定区域図の作成・提供により最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成し、住民に対する啓発を進めていく。

○防災意識の向上を図るため、津波・高潮発生時に円滑・迅速な避難が行われるよう、最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップの作成を行うほか、災害図上訓練や避難訓練などを通じて、避難計画の策定を行う。併せて、津波等の災害時において、防潮堤等の防護ラインより海側で活動する労働者等が安全に避難できるよう、津波の到達が早いなどといった特殊性を考慮した避難計画の作成について検討するほか、集客場所への浸水予想図の掲示やピクトグラムを活用した避難場所・避難経路、海抜等の誘導表示により町民への周知を図ること、観光地、海水浴場、河川周辺の公園等の集客場所でも津波等災害の危険性を事前に周知することを行う。

漁村地域における防災・減災対策の推進(都市整備課)

○漁村地域における安全な避難路の確保のため、必要に応じて避難路の補修・改良等を 行う。

1-3) 河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策(都市整備課)

- ○県営河川湊川については、できるだけ早期に改修が進むよう福岡県に働きかける。
- ○水害を防止するため、河川における流水断面の確保と護岸の改修・補強や、雨水の貯 留施設や浸透施設など流出抑制施設の整備を行う。

気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進(都市整備課)

- 河川改修
- ○近年、頻発する大雨を踏まえ、被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行う。
- ○近年、頻発する大雨を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む。
- 雨水流出抑制策
- ○都市化による河川への流出量の増大により保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進めるため、必要性について普及啓発を行う。

下水道による都市浸水対策(上下水道課)

○水路の拡幅が必要な事業において、拡幅する用地の確保が難しい場合もあるため、表 面被覆や複数路線、他の路線との連絡など浸水対策を講じていく。

洪水に対するハザードマップの作成(地域協働課)

○洪水ハザードマップを作成し全戸配布することによって町民への周知を行うことはも ちろんのこと、地域への防災講話や防災訓練などを通じて危険箇所の共有と防災意識の 向上を積極的に推進していく。

適時適切な避難情報の発令(地域協働課)

○災害対応の遅れや漏れを防ぎ、住民に適切でわかりやすい情報伝達ができるよう、令和3年に作成した「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、適時適切な避難情報を発令し、住民に対する情報提供や避難誘導等を促していく。

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

大規模な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施(都市整備 課)

○町民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、再度 災害防止対策として砂防施設等(砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施 設)の整備を集中的に実施するよう福岡県に要望していく。

人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進(都市整備課)

- ・土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備
- ○土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所等について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を進める。
- ・気候変動等の影響を踏まえた重点的整備
- ○近年、頻発する大規模な土砂災害を踏まえ、下記の緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を行う。
- ※緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な渓流における捕捉効果の高い透過型砂防 堰堤等の整備
- ※土砂・洪水氾濫による被災する危険性が高く、緊急性の高い箇所における砂防堰堤等の整備
- ・既存ストックを有効活用した対策
- ○効果的かつ効率的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備を行う。

治山施設の整備(都市整備課)

〇山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備の推進を福岡県に要望する。

土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化(地域協働課)

- ○土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害ハザードマップを作成し全戸配布を行うことによって住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を推進していく。
- ○土砂災害警戒区域内に居住する世帯に対し、防災行政無線の戸別受信機を配布することにより、避難情報の確実かつ迅速な伝達を引き続き推進していく。

山地災害危険地区の指定・公表(都市整備課、地域協働課)

- ○土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行う。
- ○山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定された「山地災害危険地区」について、ホームページで情報提供するとともに、必要に応じて指定・公表の見直しを福岡県に働きかける。

1-5) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

避難所の円滑な運営(地域協働課)

○平常時より、職員及び住民に対する避難所運営訓練などを通じて「避難所運営マニュ アル」への理解を深め、大規模災害時の円滑な避難所運営を図る。

避難行動要支援者の避難支援(地域協働課)

〇避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な見直しを行い、個別避難計画の作成を進めていく。また、地域における避難行動要支援者の情報共有や安否確認、避難誘導ができるよう支援体制を整備する。

外国人に対する支援(地域協働課)

○大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記や ふりがなを付記するなどわかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報 提供に努め、言葉や文化の違いを考慮した防災知識の普及や災害時の情報伝達体制の整備を検討する。

防災教育の推進(学校教育課)

○児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や 防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの定期的な見直し を行うとともに必要に応じて更新していく。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活 環境を確実に確保する

2-1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の 長期停止

公助による備蓄・調達の推進(地域協働課)

○物資供給協力に関する協定の実効性を高めるため、協定業者との連携強化を図り、災害時における支援物資の供給確保を図る。

自助・共助による備蓄の促進(地域協働課)

○家庭での備蓄を進めていけるよう、町広報誌やハザードマップ情報面などにおいて、 備蓄に対する自助の取組の重要性を啓発していく。また、地域における防災講話等にお いても同様の啓発を推進していく。

2-2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

消防団の充実強化(地域協働課)

○消防団活動の周知を継続して行うとともに、従業員が消防団に入団している事業所等 を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を推進していく。

自主防災組織の充実強化(地域協働課)

○自主防災組織が設立されていない地域に対して、防災講話等を通じて防災専門官による自主防災組織の設立の取組を継続して推進していく。また、設立後の自主防災組織に対しても研修等の取組により、自主防災組織の活動の活性化を図る。

2-3) 被災地における疫病・感染症の大規模発生

感染症の予防・まん延防止(健康福祉課)

○感染症の発生の予防及びまん延防止のため、引き続き感染症発生時の情報伝達訓練を 福岡県(粕屋保健福祉事務所)と実施していく。

2-4) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・ 死者の発生

健康管理体制の構築(健康福祉課)

○被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、保健師等の専門職と防 災担当で中・長期的なケア・健康管理を行う体制を検討し、構築する。

福祉避難所の設置・運営(地域協働課)

○必要時に福祉避難所を適切に設置・運営ができるよう検証し、職員への開設訓練など を検討し、必要な器材等も適宜配備していく。また、設備や人材が整った社会福祉施設 等と協定を締結し、新たな福祉避難所の指定も視野に検討していく。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の 大幅な低下

防災拠点となる公共施設の整備(地域協働課、都市整備課、総務課)

- ○災害対策本部機能の確保のため、災害対応に必要な活動スペース、執務環境の整備等 を検討する。
- ○防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進する。

業務継続体制の確保(総務課、地域協働課、政策経営課)

○災害時にも行政機能を維持できるよう、早急に業務継続計画を策定する必要がある。

各種防災訓練の実施(地域協働課)

- ○災害はいつどこで発生するかわからないものであり、毎年のように全国各地で大規模な災害が発生していることから、新型コロナウイルス感染症の状況下にあっても実施できるような防災訓練を検討し実施していく必要がある。
- ○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関との連携強化を図る。

受援体制の確保(地域協働課)

○大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ迅速かつ効果的に支援するため、新宮町災害時受援計画に基づく訓練等を実施することによって、職員の災害対応能力の向上を図る。また、福岡県と連携して県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化に取り組む。

罹災証明の迅速な発行(地域協働課)

- ○大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、職員間で情報共有を行い、迅速に罹災証明を発行できるよう体制を構築していく。
- ○職員に対する計画的な知識技能研修の受講を推進するとともに、応援職員や他自治体 からの受援体制を検討する。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

市町村における情報伝達手段の整備(地域協働課)

○住民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報弱者が取り残されないよう可能な限りさらに情報伝達手段の多様化を進める。Facebook や Twitter などの SNS や災害情報共有システム(L アラート)を通じて、災害・防災情報を発信する。

目標 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) 上水道等の長期にわたる供給停止

水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進(上下水道課)

- ○耐震機能が低い老朽化した配水管を、道路改良工事や下水道管渠築造に併せて優先的 に布設替えしていく。
- ○水道広域化による水源確保の動向により、施設の安全管理及び運転を適切に実施する と共に、水需要に的確に対応していくために施設の耐震化及び設備の更新を検討する。

水資源の確保(上下水道課)

○自己水源に留まらず福岡地区水道企業団による水源開発、北九州市による用水供給事業に参画し、水源転換を図ると共に安定的な水道水の供給に努めてきた。用水供給事業者並びに福岡都市圏市町とも連携し、引き続き安定給水に努める。

5-2) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

下水道施設の耐震化(上下水道課)

- ○主に重要な幹線管渠において、災害時に容易に復旧できるか否かを含め耐震化の必要性を検討する。また、対策が必要な管渠については、地震対策計画を定め実施していく。
- ○施設を利用しながらの耐震化は困難であるため、下水道事業業務継続計画によりソフト対策で補えるような施策を検討する。

下水道事業業務継続計画の実効性の確保(上下水道課)

○所属課員及び関連部署との連携を図り、災害時の必要資機材の確保及び作業手順の見 直しを図ると共に災害時の対応について机上訓練等を実施する。

浄化槽の整備 (環境課)

○単独処理浄化槽から災害に強く早急に復旧が可能な合併処理浄化槽への転換及び設置 を促進するため、設置者に対して国・県・町が行う浄化槽設置整備事業で補助金を交付 する。

5-3) 交通インフラの長期にわたる機能停止

道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強(都市整備課)

○大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、道路法面等の崩壊、落石等の 災害を防止するための整備として、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを着 実に実施する。緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい 箇所(鉄道近接や広域迂回など)での対策を重点的に進める。

道路橋梁の耐震補強(都市整備課)

- ○地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊などの致命的 な損傷を防止するための耐震対策工事を行う。
- ○安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、 跨線橋の耐震補強を重点的に進める。

緊急輸送道路の整備(都市整備課)

○大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路 に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める。

無電柱化の推進(都市整備課、地域協働課)

○道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議のうえ、無電柱化の取組を進める。

- ○各道路管理者は、道路の防災性能の向上のため、電線管理者等の理解を得て国の「無電柱化推進計画」に位置付けられた対象道路の整備を推進する。
- ○緊急輸送道路における新設電柱の占用の抑制や、低コスト手法の活用などによる無電 柱化の取組を行う。

道路の雪寒対策の推進(都市整備課)

○大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時等においては、 インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信によって、円滑な 交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ソフ ト・ハード両面での取組を推進する。

生活道路の整備(都市整備課)

○災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置 など、住民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

5-4) 防災インフラの長期にわたる機能不全

道路施設の老朽化対策(都市整備課)

○道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定 し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

河川施設の老朽化対策(都市整備課)

○河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

海岸保全施設の老朽化対策(都市整備課)

○海岸保全施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策 定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

砂防施設等の老朽化対策(都市整備課)

○砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定 し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行うよう福岡県に働き かける。

治山施設の老朽化対策(都市整備課)

○治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、 施設の点検を実施するとともに、 適切な維持管理を行うよう福岡県に働きかける。

目標 6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1) サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動 の機能不全

広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化(都市整備課)

- ○災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、福岡県緊急輸送道路に 指定されている道路の拡幅や町防災活動拠点へのアクセス道路の整備を進める。
- ○協議中のスマートインターチェンジの設置については、取り組みを推進する。

「粘り強い構造」を取り入れた防波堤の整備(都市整備課)

○大規模津波等に対して、設計対象の津波高を超えた場合でも効果が粘り強く発揮できる構造を取り入れた防波堤の整備を検討する。

6-2) 食料等の安定供給の停滞

農業用ハウスの補強(産業振興課)

○近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。

漁港施設の老朽化対策(都市整備課)

○福岡県と連携し、新宮漁港、相島漁港において、長寿命化計画に基づく老朽化対策を 実施する。さらに、陸揚岸壁の耐震・耐津波対策に取り組む。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

ため池の防災・減災対策(産業振興課、地域協働課)

- ○防災重点農業用ため池 25 箇所について劣化状況調査や地震・豪雨耐性評価の結果を踏まえ、計画的にため池の廃止や堤体の改修工事を行っていく。
- ○福岡県から提供された浸水想定区域図を公表するとともに、町はハザードマップを作成、公表する等、住民への周知や注意喚起を行う。

7-2) 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

大気汚染物質、水質汚濁状況等の監視等(環境課)

- ○健康被害のリスクを軽減するため、必要に応じて大気汚染の状況、公共用水域・地下水の水質汚濁状況を福岡県担当部局と連携の下で把握し、事業場への立入検査や事業者への指導を行う。
- ○災害時における大気環境の情報を把握するため、福岡県担当部局との連携体制を確保する。
- ○有害物質の漏出等により住民に健康被害の恐れがあると認められる場合は、住民に対し、周知等を行う。
- ○土壌汚染については、土地所有者等に対し、適切な土壌汚染対策を指導する。

毒物劇物の流出等の防止(環境課)

○災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、町ホームページを活用した事故未然防止対策等の情報発信を行う。

7-3) 農地・森林等の被害による土地の荒廃

地域における農地・農業水利施設等の保全(産業振興課)

○地域農業者等が実施する農業施設等の適切な維持・管理のための活動を支援してい く。

森林の整備・保全(環境課)

○森林の荒廃を未然に防止するため、強度間伐による針広混交林化等に対し、福岡県森 林環境税を活用して森林所有者が経費負担なく森林整備を行い、森林の有する多面的機 能の維持・向上を図る。

※強度間伐:公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間 伐

(間伐率は一律ではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて適切に設定)

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物処理体制の整備(環境課)

〇被災地の迅速な復旧・復興を図るため、平成31年3月に策定、令和4年3月に改訂した新宮町災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備に努める。

8-2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築(地域協働課、都市整備 課)

○災害時に復旧業務を円滑に行える体制を確保するため、引き続き必要となる協定を締結していく。

災害ボランティア活動の強化(地域協働課)

○大規模災害時、社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体等と連携して被災者支援等に取り組めるよう、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を推進する。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

地域コミュニティの活性化(地域協働課)

○地域コミュニティ活性化のため、定期的に開催する行政区長会において、各行政区の 取組や課題解決などの意見交換など実施する。また、行政区運営補助金や公民館活動補 助金などの金銭的支援を行う。

貴重な文化財の喪失への対策(社会教育課)

- ○町文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検、検討し、展示物・収蔵物の被害を 最小限にとどめるよう努める。
- ○修理の実施にあわせ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、文化財の被害に備え、それを防止する保存環境整備、修復する技術が伝承されるよう努める。
- ○伝統文化等の詳細な記録(映像保存等)を進め、保存団体等への支援や補助が行えるよう努力する必要がある。

8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

地籍調査の推進(都市整備課)

○近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定させる地域の地籍調査を実施し、被災後の復旧、復興を円滑に進める。

仮設住宅の供給体制の整備(地域協働課、環境課)

○住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、建設型応急住宅の候補地に、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に設置できるよう努め、既存の町営住宅を活用した一時入居等の円滑な運営に備えて、平時から運営体制を整備する。また、賃貸型応急住宅についても、迅速に提供できるよう努める。

2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

リスクシナリオごとの推進方針を踏まえ、11の施策分野ごとに推進方針及び目標値を整理した。

1 住宅・都市

住宅、特定建築物の耐震化(地域協働課、学校教育課)

- ○広報誌などを通じて町民へ耐震化の必要性を周知するとともに、平成 26 年度に創設した木造戸建て住宅の耐震改修工事に要する経費を補助することにより耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。
- ○社会資本整備総合交付金を活用し、令和元年に創設した「新宮町ブロック塀等撤去費補助金」においてブロック塀撤去工事に要する経費を補助することにより、倒壊の危険性のあるブロック塀撤去を推進する。
- ○通学路等に面して安全性に問題がある塀が確認された場合は、児童生徒に対し注意喚起を徹底する。

学校施設の耐震化 (学校教育課)

- ○各学校に対して学校施設内の非構造部材等の安全点検を定期的に実施し、報告を行うよう指導助言等を行っている。また、学校から危険箇所等の報告がなされた場合は、速 やかに現地調査を実施のうえ、適切な対応を行う。
- ○非常災害時の避難所としての役割を果たせるよう日頃から学校施設内の安全点検等を 実施し、施設の計画的な改修を進めていく。

大規模盛土造成地の把握(都市整備課)

○今後、町内大規模盛土造成地の安全性を把握するため、定期的に状況調査を実施し、 その結果を住民(所有者等)に情報提供する。また、調査の結果、危険と判断された場合は、地権者等と協議のうえ、国の交付金を活用した改修工事の実施を検討する。

住環境等の整備(都市整備課)

- ○住環境等の整備を促進するため、市街地再開発事業や土地区画整理事業の事業主体と なる組合等への助言や支援を行う。
- ○狭あい道路整備等促進事業を継続して実施する。

不燃化を行う区域の指定(都市整備課)

○新たな市街地の形成などの状況を踏まえ、必要な地域には都市計画法による防火地域 又は準防火地域の指定を行い、市街地における防火対策を促進する。

指定緊急避難場所となる公園の整備、老朽化対策(都市整備課)

- ○指定緊急避難場所となっている公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理 を適切に行う。
- ○防災公園の整備を推進する。

水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進(上下水道課)

- ○耐震機能が低い老朽化した配水管を、道路改良工事や下水道管渠築造に併せて優先的 に布設替えしていく。
- ○水道広域化による水源確保の動向により、施設の安全管理及び運転を適切に実施する と共に、水需要に的確に対応していくために施設の耐震化及び設備の更新を検討する。

水資源の確保(上下水道課)

○自己水源に留まらず福岡地区水道企業団による水源開発、北九州市による用水供給事業に参画し、水源転換を図ると共に安定的な水道水の供給に努めてきた。用水供給事業者並びに福岡都市圏市町とも連携し、引き続き安定給水に努める。

下水道施設の耐震化(上下水道課)

- ○主に重要な幹線管渠において、災害時に容易に復旧できるか否かを含め耐震化の必要性を検討する。また、対策が必要な管渠については、地震対策計画を定め実施していく。
- ○施設を利用しながらの耐震化は困難であるため、下水道事業業務継続計画によりソフト対策で補えるような施策を検討する。

下水道事業業務継続計画の実効性の確保(上下水道課)

○所属課員及び関連部署との連携を図り、災害時の必要資機材の確保及び作業手順の見 直しを図ると共に災害時の対応について机上訓練等を実施する。

仮設住宅の供給体制の整備(地域協働課、環境課)

○住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、建設型応急住宅の候補地に、一時的な住居となる建設型応急住宅を迅速に設置できるよう努め、既存の町営住宅を活用した一時入居等の円滑な運営に備えて、平時から運営体制を整備する。また、賃貸型応急住宅についても、迅速に提供できるよう努める。

2 保健医療・福祉

病院、社会福祉施設等の耐震化(健康福祉課)

○災害時の医療機能を確保するため、耐震化を進めていく必要がある。

感染症の予防・まん延防止 (健康福祉課)

○感染症の発生の予防及びまん延防止のため、引き続き感染症発生時の情報伝達訓練を 福岡県(粕屋保健福祉事務所)と実施していく。

健康管理体制の構築 (健康福祉課)

○被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、保健師等の専門職と防 災担当で中・長期的なケア・健康管理を行う体制を検討し、構築する。

福祉避難所の設置・運営(地域協働課)

○必要時に福祉避難所を適切に設置・運営ができるよう検証し、職員への開設訓練など を検討し、必要な器材等も適宜配備していく。また、設備や人材が整った社会福祉施設 等と協定を締結し、新たな福祉避難所の指定も視野に検討していく。

3 交通・物流

道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強(都市整備課)

○大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、道路法面等の崩壊、落石等の 災害を防止するための整備として、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを着 実に実施する。緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい 箇所(鉄道近接や広域迂回など)での対策を重点的に進める。

道路橋梁の耐震補強(都市整備課)

- ○地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊などの致命的 な損傷を防止するための耐震対策工事を行う。
- ○安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、 跨線橋の耐震補強を重点的に進める。

緊急輸送道路の整備(都市整備課)

○大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路 に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める。

無電柱化の推進(都市整備課、地域協働課)

- ○道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議のうえ、無電柱化の取組を進める。
- ○各道路管理者は、道路の防災性能の向上のため、電線管理者等の理解を得て国の「無電柱化推進計画」に位置付けられた対象道路の整備を推進する。
- ○緊急輸送道路における新設電柱の占用の抑制や、低コスト手法の活用などによる無電柱化の取組を行う。

道路の雪寒対策の推進(都市整備課)

○大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時等においては、 インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信によって、円滑な 交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ソフ ト・ハード両面での取組を推進する。

生活道路の整備(都市整備課)

○災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置 など、住民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

道路施設の老朽化対策(都市整備課)

○道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定 し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化(都市整備課)

- ○災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、福岡県緊急輸送道路に 指定されている道路の拡幅や町防災活動拠点へのアクセス道路の整備を進める。
- ○協議中のスマートインターチェンジの設置については、取り組みを推進する。

4 農林水産

漁村地域における防災・減災対策の推進(都市整備課)

○漁村地域における安全な避難路の確保のため、必要に応じて避難路の補修・改良等を 行う。

治山施設の整備(都市整備課)

〇山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備の推進を福岡県に要望する。

山地災害危険地区の指定・公表(都市整備課、地域協働課)

- ○土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行う。
- ○山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定された「山地災害危険地区」について、ホームページで情報提供するとともに、必要に応じて指定・公表の見直しを福岡県に働きかける。

治山施設の老朽化対策(都市整備課)

○治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、施設の点検を実施するとともに、 適切な維持管理を行うよう福岡県に働きかける。

農業用ハウスの補強(産業振興課)

○近年の台風、大雪等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、ハウスの補強や防風ネットの設置等の対策を支援する。

漁港施設の老朽化対策(都市整備課)

○福岡県と連携し、新宮漁港、相島漁港において、長寿命化計画に基づく老朽化対策を 実施する。さらに、陸揚岸壁の耐震・耐津波対策に取り組む。

ため池の防災・減災対策(産業振興課、地域協働課)

- ○防災重点農業用ため池 25 箇所について劣化状況調査や地震・豪雨耐性評価の結果を踏まえ、計画的にため池の廃止や堤体の改修工事を行っていく。
- ○福岡県から提供された浸水想定区域図を公表するとともに、町はハザードマップを作成、公表する等、住民への周知や注意喚起を行う。

地域における農地・農業水利施設等の保全(産業振興課)

○地域農業者等が実施する農業施設等の適切な維持・管理のための活動を支援してい く。

森林の整備・保全(環境課)

○森林の荒廃を未然に防止するため、強度間伐による針広混交林化等に対し、福岡県森 林環境税を活用して森林所有者の経費負担がなく森林整備を行い、森林の有する多面的 機能の維持・向上を図る。

※強度間伐:公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間 伐(間伐率は一律ではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて適切に設定)

5 土地の保全

海岸保全施設等の津波・高潮・浸食対策(地域協働課、環境課、都市整備課)

○津波・高潮等による被害から背後地を守るため、及び冬期風浪等による越波・浸水被害の軽減を目的とした浸食対策のため、耐震・液状化対策のほか減災効果を発揮する「粘り強い構造」の導入など、優先度の高い箇所から順次、堤防や護岸などの海岸保全施設の保全・整備を行う。

○市街地等を風害、潮害などから守るため、引き続き海岸防災林の整備や薬剤散布による病害虫被害の防止に取り組む。

水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の推進(地域協働課)

- ○津波や高潮等の発生に対し、湊井堰の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用を検討する。
- ○電力供給停止時の対策として、非常用バッテリーを定期的に交換し、適切に管理運用 していく。

河川施設の地震・津波対策(都市整備課)

○河川堤防の耐浸透、耐震及び液状化対策について、堤防の点検を進めつつ、その点検 結果に基づいて検討を行う。

津波・高潮に対する避難体制の強化(地域協働課、都市整備課)

- ○避難情報等の防災情報を確実に伝達するため、情報伝達手段の適切な維持管理を行う。
- ○防災意識の向上を図り、津波・高潮発生時に円滑・迅速な避難が行われるよう、福岡県の津波災害警戒区域図や高潮浸水想定区域図の作成・提供により最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成し、住民に対する啓発を進めていく。
- ○防災意識の向上を図るため、津波・高潮発生時に円滑・迅速な避難が行われるよう、 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップの作成を行うほか、災害図上訓練や 避難訓練などを通じて、避難計画の策定を行う。 併せて、津波等の災害時において、防 潮堤等の防護ラインより海側で活動する労働者等が安全に避難できるよう、津波の到達 が早いなどといった特殊性を考慮した避難計画の作成について検討するほか、集客場所

への浸水予想図の掲示やピクトグラムを活用した避難場所・避難経路、海抜等の誘導表示により町民への周知を図ること、観光地、海水浴場、河川周辺の公園等の集客場所でも津波等災害の危険性を事前に周知することを行う。

激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策(都市整備課)

- ○県営河川湊川については、できるだけ早期に改修が進むよう福岡県に働きかける。
- ○水害を防止するため、河川における流水断面の確保と護岸の改修・補強や、雨水の貯留施設や浸透施設など流出抑制施設の整備を行う。

気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進(都市整備課)

- 河川改修
- ○近年、頻発する大雨を踏まえ、被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行う。
- ○近年、頻発する大雨を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む。
- 雨水流出抑制策
- ○都市化による河川への流出量の増大により保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進めるため、必要性について普及啓発を行う。

下水道による都市浸水対策(上下水道課)

○水路の拡幅が必要な事業において、拡幅する用地の確保が難しい場合もあるため、表 面被覆や複数路線、他の路線との連絡など浸水対策を講じていく。

洪水に対するハザードマップの作成(地域協働課)

○洪水ハザードマップを作成し全戸配布することによって町民への周知を行なうととも に、地域への防災講話や防災訓練などを通じて危険箇所の共有と防災意識の向上を積極 的に推進していく。

大規模な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施(都市整備 課)

○町民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、再度 災害防止対策として砂防施設等(砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施 設)の整備を集中的に実施するよう福岡県に要望していく。

人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進(都市整備課)

- ・土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備
- ○土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所等について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を進める。

- ・気候変動等の影響を踏まえた重点的整備
- ○近年、頻発する大規模な土砂災害を踏まえ、下記の緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を行う。
- ※緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な渓流における捕捉効果の高い透過型砂防 堰堤等の整備
- ※土砂・洪水氾濫による被災する危険性が高く、緊急性の高い箇所における砂防堰堤等の整備
- ・既存ストックを有効活用した対策
- ○効果的・効率的効果的・効率的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化 と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備を行う。

土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化(地域協働課)

- ○土砂災害に対する警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害ハザードマップを作成し 全戸配布を行うことによって住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を推進 していく。
- ○土砂災害警戒区域内に居住する世帯に対し、防災行政無線の戸別受信機を配布することにより、避難情報の確実かつ迅速な伝達を引き続き推進していく。

河川施設の老朽化対策(都市整備課)

○河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

海岸保全施設の老朽化対策(都市整備課)

○海岸保全施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策 定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

砂防施設等の老朽化対策(都市整備課)

○砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定 し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行うよう福岡県に働き かける。

「粘り強い構造」を取り入れた防波堤の整備(都市整備課)

○大規模津波等に対して、設計対象の津波高を超えた場合でも効果が粘り強く発揮できる構造を取り入れた防波堤の整備を検討する。

6 環境

浄化槽の整備(環境課)

○単独処理浄化槽から災害に強く早急に復旧が可能な合併処理浄化槽への転換及び設置を促進するため、設置者に対して国・県・町が行う浄化槽設置整備事業で補助金を交付する。

大気汚染物質、水質汚濁状況等の監視等(環境課)

- ○健康被害のリスクを軽減するため、必要に応じて大気汚染の状況、公共用水域・地下水の水質汚濁状況を福岡県担当部局と連携の下で把握し、事業場への立入検査や事業者への指導を行う。
- ○災害時における大気環境の情報を把握するため、福岡県担当部局との連携体制を確保する。
- ○有害物質の漏出等により住民に健康被害の恐れがあると認められる場合は、住民に対し、周知等を行う。
- ○土壌汚染については、土地所有者等に対し、適切な土壌汚染対策を指導する。

毒物劇物の流出等の防止(環境課)

○災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、町ホームページを活用した事故未然防止対策等の情報発信を行う。

災害廃棄物処理体制の整備 (環境課)

○被災地の迅速な復旧・復興を図るため、平成31年3月に策定、令和4年3月に改訂した新宮町災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備に努める。

7 土地利用

地籍調査の推進(都市整備課)

○近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定させる地域の地籍調査を実施し、被災後の復旧、復興を円滑に進める。

8 行政機能/警察・消防/防災教育等

適時適切な避難情報の発令(地域協働課)

○災害対応の遅れや漏れを防ぎ、住民に適切でわかりやすい情報伝達ができるよう、令和3年に作成した「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、適時適切な避難情報を発令し、住民に対する情報提供や避難誘導等を促していく。

避難所の円滑な運営(地域協働課)

○平常時より、職員及び住民に対する避難所運営訓練などを通じて「避難所運営マニュ アル」への理解を深め、大規模災害時の円滑な避難所運営を図る。

防災教育の推進(学校教育課)

○児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や 防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの定期的な見直し を行うとともに必要に応じて更新していく。

公助による備蓄・調達の推進(地域協働課)

○物資供給協力に関する協定の実効性を高めるため、協定業者との連携強化を図り、災害時における支援物資の供給確保を図る。

消防団の充実強化(地域協働課)

○消防団活動の周知を継続して行うとともに、従業員が消防団に入団している事業所等 を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を推進していく。

防災拠点となる公共施設の整備(地域協働課、都市整備課、総務課)

- ○災害対策本部機能の確保のため、災害対応に必要な活動スペース、執務環境の整備等 を検討する。
- ○防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進する。

業務継続体制の確保(総務課、地域協働課、政策経営課)

○災害時にも行政機能を維持できるよう、早急に業務継続計画を策定する必要がある。

各種防災訓練の実施(地域協働課)

- ○災害はいつどこで発生するかわからないものであり、毎年のように全国各地で大規模な災害が発生していることから、新型コロナウイルス感染症の状況下にあっても実施できるような防災訓練を検討し実施していく必要がある。
- ○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関との連携強化を図る。

受援体制の確保(地域協働課)

○大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ迅速かつ効果的に支援するため、新宮町災害時受援計画に基づく訓練等を実施することによって、職員の災害対応能力の向上を図る。また、福岡県と連携して県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化に取り組む。

罹災証明の迅速な発行(地域協働課)

- ○大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、職員間で情報共有を行い、迅速に罹災証明を発行できるよう体制を構築していく。
- ○職員に対する計画的な知識技能研修の受講を推進するとともに、応援職員や他自治体 からの受援体制を検討する。

市町村における情報伝達手段の整備(地域協働課)

○住民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報弱者が取り残されないよう可能な限りさらに情報伝達手段の多様化を進める。Facebook や Twitter などの SNS や災害情報共有システム (Lアラート)を通じて、災害・防災情報を発信する。

公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築(地域協働課、都市整備 課)

○災害時に復旧業務を円滑に行える体制を確保するため、引き続き必要となる協定を締結していく。

9 リスクコミュニケーション

津波・高潮に対する避難体制の強化(地域協働課、都市整備課)

- ○避難情報等の防災情報を確実に伝達するため、情報伝達手段の適切な維持管理を行 う。
- ○防災意識の向上を図り、津波・高潮発生時に円滑・迅速な避難が行われるよう、福岡県の津波災害警戒区域図や高潮浸水想定区域図の作成・提供により最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成し、住民に対する啓発を進めていく。
- ○防災意識の向上を図るため、津波・高潮発生時に円滑・迅速な避難が行われるよう、 最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップの作成を行うほか、災害図上訓練や 避難訓練などを通じて、避難計画の策定を行う。併せて、津波等の災害時において、防 潮堤等の防護ラインより海側で活動する労働者等が安全に避難できるよう、津波の到達 が早いなどといった特殊性を考慮した避難計画の作成について検討するほか、集客場所 への浸水予想図の掲示やピクトグラムを活用した避難場所・避難経路、海抜等の誘導表 示により町民への周知を図ること、観光地、海水浴場、河川周辺の公園等の集客場所で も津波等災害の危険性を事前に周知することを行う。

洪水に対するハザードマップの作成(地域協働課)

○洪水ハザードマップを作成し全戸配布することによって町民への周知を行なうととも に、地域への防災講話や防災訓練などを通じて危険箇所の共有と防災意識の向上を積極 的に推進していく。

土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化(地域協働課)

- ○土砂災害に対する警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害ハザードマップを作成し 全戸配布を行うことによって住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を推進 していく。
- ○土砂災害警戒区域内に居住する世帯に対し、防災行政無線の戸別受信機を配布することにより、避難情報の確実かつ迅速な伝達を引き続き推進していく。

山地災害危険地区の指定・公表(都市整備課、地域協働課)

- ○土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行う。
- ○山地災害に備えるため、山地災害が発生するおそれの高い箇所として指定された「山地災害危険地区」について、ホームページで情報提供するとともに、必要に応じて指定・公表の見直しを福岡県に働きかける。

外国人に対する支援(地域協働課)

○大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記や ふりがなを付記するなどわかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報 提供に努め、言葉や文化の違いを考慮した防災知識の普及や災害時の情報伝達体制の整 備を検討する。

防災教育の推進(学校教育課)

○児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や 防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの定期的な見直し を行うとともに必要に応じて更新していく。

自助・共助による備蓄の促進(地域協働課)

○家庭での備蓄を進めていけるよう、町広報誌やハザードマップ情報面などにおいて、 備蓄に対する自助の取組の重要性を啓発していく。また、地域における防災講話等にお いても同様の啓発を推進していく。

自主防災組織の充実強化(地域協働課)

○自主防災組織が設立されていない地域に対して、防災講話等を通じて防災専門官による自主防災組織の設立の取組を継続して推進していく。また、設立後の自主防災組織に対しても研修等の取組により、自主防災組織の活動の活性化を図る。

各種防災訓練の実施(地域協働課)

- ○災害はいつどこで発生するかわからないものであり、毎年のように全国各地で大規模な災害が発生していることから、新型コロナウイルス感染症の状況下にあっても実施できるような防災訓練を検討し実施していく必要がある。
- ○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関との連携強化を図る。

災害ボランティア活動の強化(地域協働課)

○大規模災害時、社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体等と連携して被災者支援等に取り組めるよう、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を推進する。

地域コミュニティの活性化(地域協働課)

○地域コミュニティ活性化のため、定期的に開催する行政区長会において、各行政区の 取組や課題解決などの意見交換など実施する。また、行政区運営補助金や公民館活動補 助金などの金銭的支援を行う。

貴重な文化財の喪失への対策(社会教育課)

- ○町文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検、検討し、展示物・収蔵物の被害を 最小限にとどめるよう努める。
- ○修理の実施にあわせ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、文化財の 被害に備え、それを防止する保存環境整備、修復する技術が伝承されるよう努める。
- ○伝統文化等の詳細な記録(映像保存等)を進め、保存団体等への支援や補助が行えるよう努力する必要がある。

10 人材育成

避難行動要支援者の避難支援(地域協働課)

○避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な見直しを行い、個別避難計画の作成を進めていく。また、地域における避難行動要支援者の情報共有や安否確認、避難誘導ができるよう支援体制を整備する。

11 老朽化対策・'研究開発

指定緊急避難場所となる公園の整備、老朽化対策(都市整備課)

- ○指定緊急避難場所となっている公園の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理 を適切に行う。
- ○防災公園の整備を推進する。

道路施設の老朽化対策(都市整備課)

○道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定 し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

河川施設の老朽化対策(都市整備課)

○河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、戦略的かつ効率的な維持管理・更 新を行う。

海岸保全施設の老朽化対策(都市整備課)

○海岸保全施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策 定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。

砂防施設等の老朽化対策(都市整備課)

○砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定 し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行うよう福岡県に働き かける。

治山施設の老朽化対策(都市整備課)

○治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、施設の点検を実施するとともに、 適切な維持管理を行うよう福岡県に働きかける。

漁港施設の老朽化対策(都市整備課)

○福岡県と連携し、新宮漁港、相島漁港において、長寿命化計画に基づく老朽化対策を 実施する。さらに、陸揚岸壁の耐震・耐津波対策に取り組む。

別表

別表 1 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとの脆弱性 評価結果

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

住宅、特定建築物の耐震化(地域協働課、学校教育課)

- ○昭和 56 年以前に建築された耐震性が乏しい住宅が存在する。地震時による住宅の倒壊を防止するため、それらの住宅に対する耐震性を確保していく必要がある。
- ○町内には、町道などに面している民家などの倒壊の危険性がある古いブロック塀が点在している。地震時にブロック塀の倒壊等による死傷者の発生を未然に防ぐため、危険なブロック塀を撤去していく必要がある。
- ○近年の大地震においてブロック塀の倒壊により人的被害が発生していることを受け、 小学校の通学路等に面したブロック塀の点検を実施し、安全性に問題がある塀の所有者 等に対して、撤去・改修の指導を行っている。

学校施設の耐震化(学校教育課)

- ○非構造部材やブロック塀等の安全点検及び安全対策等に努めるよう指導助言等を行っている。
- ○学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保はきわめて重要であり、引き続き施設の安全性確保及び日常的な点検等の一層の促進が必要である。

病院、社会福祉施設等の耐震化(健康福祉課)

○町立の医療機関である相島診療所は、昭和 50 年代に建設され老朽化が進んでいる状況である。随時修繕は行っているが、耐震化工事は実施できていない。

大規模盛土造成地の把握(都市整備課)

○令和2年度に福岡県が公表した大規模盛土造成地の有無についての調査結果を踏まえ、令和3年度に町にて当該大規模盛土造成地の第2次スクリーニング計画を策定した。

住環境等の整備(都市整備課)

- 火災に強いまちづくりを推進し、住環境等の整備を促進するため、良好な宅地の造成、道路・公園等の公共施設の整備・改善を行う土地区画整理事業を実施する組合等に対し助言や支援を行っている。
- ○狭あい道路の拡幅整備を行う狭あい道路整備等促進事業を行っている。

不燃化を行う区域の指定(都市整備課)

- ○福岡県により建築基準法に基づく、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防 火性能化を行う区域が指定されることで、市街地における防火対策が推進されている。 なお、都市計画法による防火地域又は準防火地域を除く市街地について、全て指定済み である。
- ○法に基づく区域指定による更なる防火対策の普及を図るため、引き続きこのような取 組が必要である。

指定緊急避難場所となる公園の整備、老朽化対策(都市整備課)

- ○指定緊急避難場所として指定され、地域防災計画に位置付けられている公園の機能を維持するため、予防保全的管理によって低廉なコストで実施できる改築・更新等の維持管理を適切に行っている。
- ○災害時に指定緊急避難場所となる公園内の施設の機能を維持するため、引き続きこのような取組が必要である。

1-2) 津波・高潮による多数の死傷者の発生

海岸保全施設等の津波・高潮・浸食対策(地域協働課、環境課、都市整備課)

- ○津波・高潮等による被害から背後地を守るため、冬期風浪等による越波・浸水被害の 軽減を目的とした浸食対策のため、耐震・液状化対策のほか設計対象の津波高を超えた 場合でも効果が粘り強く発揮できる構造の導入など、各管理者において優先度の高い箇 所から順次、堤防や護岸などの海岸保全施設の整備を行っている。
- ○市街地等を風害、潮害などから守るため、海岸防災林の整備や薬剤散布による病害虫 被害の防止に取り組んでいる。

水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の推進(地域協働課)

- ○津波や高潮等の発生に対し、湊井堰の自動化・遠隔操作化などによる効果的な管理運用の検討が必要である。
- ○電力供給停止時の対策として、予備発電機の設置や運転可能時間延伸についても検討 が必要である。

河川施設の地震・津波対策(都市整備課)

○河川堤防の耐浸透、耐震及び液状化対策について、堤防の点検を進めつつ、その点検 結果に基づいて検討を行う必要がある。

津波・高潮に対する避難体制の強化(地域協働課、都市整備課)

- ○新宮町は玄界灘沿岸部に位置するため、大規模地震や大型台風時には津波や高潮の被害を受けやすい地形にある。そのため、海岸の周辺地区や湊川沿岸地区に浸水が想定されている。
- ○防災意識の向上を図り、 津波・高潮発生時に円滑・迅速な避難が行われるよう、福岡県から提供された津波災害警戒区域図や高潮浸水想定区域図により最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップの作成を行い、町民に周知を行っている。
- ○また、津波に関する浸水想定、避難場所・避難所等について住民に事前に周知するため、浸水想定区域図の掲示や避難経路等の誘導標識、避難場所・避難所の表示板の設置などを行っている。観光地、海水浴場、河川公園等の集客場所でも津波等災害の危険性を事前に周知する取組が必要である。

漁村地域における防災・減災対策の推進(都市整備課)

○漁村地域における避難路を確保するため、また、災害時の迅速な初動対応のため、避 難路の点検を行う必要がある。

1-3) 河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

激甚な水害が発生した地域等において集中的に実施する災害対策(都市整備課)

○県営河川湊川については、河道の掘削などにより流下能力を向上させ、浸水被害を軽減する河川改修を行うよう福岡県へ要望を行っている。

気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進(都市整備課)

(河川改修)

- ○近年、頻発する大雨を踏まえ、被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行う。
- ○近年、頻発する大雨を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む。

(雨水流出抑制策)

- ○流域の都市化により低下している保水・遊水機能を復元するため、洪水対策の一つと して雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制を推進している。
- ○大雨時における都市部の安全性確保を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

下水道による都市浸水対策(上下水道課)

公共下水道区域における雨水幹線や用水路において、水路の流す容量(断面積)の不足 や護岸の強度不足など流れを阻害する路線があり懸念される。

洪水に対するハザードマップの作成(地域協働課)

○湊川、牟田川、青柳川は水防法の指定河川ではないため、これまで浸水想定区域が設定されていなかったが、令和4年5月に洪水浸水想定区域が指定されたことにより、具体的な浸水区域や浸水深が明らかとなった。しかしながら、近年の想定外の大雨に対しての住民の意識が高いとは言えず、防災への一人ひとり個人の意識向上が課題である。

適時適切な避難情報の発令(地域協働課)

○避難行動の遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、町において 避難情報が適切に発令される必要がある。

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

大規模な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施(都市整備 課)

○町民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、再度 災害防止対策として砂防施設等(砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施 設)の整備を集中的に実施する必要がある。

人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進(都市整備課)

(土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備)

- ○町内の土砂災害危険箇所等について、保全対象となる人家等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を福岡県が進めている。
- ○今後は、これらの取り組みを更に進めていくよう福岡県に働きかける必要がある。 (気候変動等の影響を踏まえた重点的整備)
- ○近年、頻発する大規模な土砂災害を踏まえ、下記の緊急性・重要性の高い箇所については、重点的に施設整備を行う必要がある。
- ・下流の氾濫域に多数の家屋や重要な施設があるなど、緊急的に土砂・流木の流出防止 対策が必要な渓流における捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備
- ・土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち、緊急性の高い箇所における 砂防堰堤等の整備

(既存ストックを有効活用した対策)

○施設整備を効率的かつ効果的に進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを有効活用した対策を推進していく必要がある。

治山施設の整備(都市整備課)

○山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図るため、緊急かつ計画的な実施が必要な崩壊地等について、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じた治山施設や保安林の整備を福岡県が行っている。

○山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、引き 続きこのような取組が必要である。

土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化(地域協働課)

○新宮町の東部には福岡県が指定した土砂災害警戒区域が多く存在する。土砂災害ハザードマップを通じて、区域内の住民に対して確実にその危険性について認識してもらう必要がある。

山地災害危険地区の指定・公表(都市整備課、地域協働課)

- ○集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあること から、国・県と連携した治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定など、山 地・土砂対策を進める必要がある。
- ○福岡県は山地災害が発生するおそれの高い箇所を「山地災害危険地区」に指定し、福岡県ホームページで情報提供されており、必要に応じて指定・公表の見直しが行われている。
- ○山地災害に対する避難体制の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

1-5) 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生

避難所の円滑な運営(地域協働課)

○避難所運営マニュアルを作成しているが、大規模災害時で長期間にわたる避難所の運営を経験したことがなく、自主防災組織を中心とした地域住民による自主的な避難所運営が円滑にできるかが課題である。その他にも、避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援などにも課題がある。

避難行動要支援者の避難支援(地域協働課)

○大規模災害時、避難行動要支援者への支援が行き届かないことにより避難が遅れるお それがあることから、避難行動要支援者等への支援体制を充実する必要がある。

外国人に対する支援(地域協働課)

○大規模災害時、外国人に対する支援が行き届かないことにより避難が遅れるおそれが あることから、外国人への支援体制を充実する必要がある。

防災教育の推進(学校教育課)

○児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や 防災訓練の実施、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた危機管理 マニュアルの作成・更新が必要である。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活 環境を確実に確保する

2-1) 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

公助による備蓄・調達の推進(地域協働課)

○大規模災害時に不足する生活必需品等の物資について、必要数確保する必要があることから、町と物資供給協力に関する協定を締結する事業者を増やしていく必要がある。

自助・共助による備蓄の促進(地域協働課)

○災害時には公助による備蓄のみでは十分な必要数量を確保できない。いざという時で もある程度の期間を凌げるよう、自主的な備蓄を推進していく必要がある。

2-2) 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

消防団の充実強化(地域協働課)

○消防団員数の減少は地域防災力の低下を招くため、その中核となる消防団の充実強化を図り、住民の安全を確保することは地域防災力を維持するうえで重要である。消防団員募集の PR や、処遇改善などを継続していく必要がある。

自主防災組織の充実強化(地域協働課)

○災害時には共助の取組として、自主防災組織による見守り等の活動が大変重要となる が、自主防災組織の設立は徐々に進んでいるものの、現在は全体で半数の行政区の設立 にとどまっている。

2-3) 被災地における疫病・感染症の大規模発生

感染症の予防・まん延防止(健康福祉課)

○感染症の発生の予防及びまん延防止のため、年に1回福岡県(粕屋保健福祉事務所) と新型インフルエンザの発生を想定した情報伝達訓練を実施しており、引き続きこのような取り組みが必要である。

2-4) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・ 死者の発生

健康管理体制の構築 (健康福祉課)

○健康管理支援活動に関して、福岡県の研修会に参加し、福岡県との連携や受援方法、 役割分担等について情報共有をしている。随時行われているものでないため、情報のア ップデートや庁内の保健師、管理栄養士間での情報共有ができていない。被災者の健康 管理支援に迅速に取り組むことができるよう、庁内の体制の構築が必要である。

福祉避難所の設置・運営(地域協働課)

○5ヶ所の福祉避難所を指定しているが、実際に開設した経験がなく、大規模災害時に 当初から迅速かつ適切な運営ができない可能性がある。また、必要な人員や器材等が十 分備わっておらず、福祉避難所の設置・運営には課題が多い状況である。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の 大幅な低下

防災拠点となる公共施設の整備(地域協働課、都市整備課、総務課)

- ○災害時拠点となる庁舎において、慢性的な会議室等の不足から災害対策本部機能を確保するスペースが不足している。
- ○防災公園として新宮ふれあいの丘公園を整備している。
- ○防災拠点となる施設等の更なる整備を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

業務継続体制の確保 (総務課、地域協働課、政策経営課)

○大規模災害時の町の行政機能を維持し、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを 継続できる体制をあらかじめ構築するため、業務継続計画策定が重要であるが、現状策 定できていない。

各種防災訓練の実施(地域協働課)

○町内には、洪水、高潮、津波、土砂災害に対する危険区域が指定されているため、これまで総合防災訓練や地域での防災訓練などを通じて避難訓練等を実施していたが、新型コロナウイルス感染症が発生してからは十分な防災訓練が実施できていないのが実情である。

受援体制の確保(地域協働課)

○令和2年に「新宮町災害時受援計画」を策定したが、近年被災した経験が乏しいため、計画に基づく行動が迅速にとれるか不透明である。

罹災証明の迅速な発行(地域協働課)

○罹災証明はこれまで防災担当が作成し発行してきた。しかしながら、大規模災害が発生し罹災証明の申請が殺到した場合に、迅速かつ正確に罹災証明が発行できるかについて課題がある。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

市町村における情報伝達手段の整備(地域協働課)

○住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、防災行政無線に加え、インターネットや緊急速報メールなどによる情報伝達手段の多重化を進めてきているが、高齢者などの情報弱者への伝達手段に課題がある。

目標 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1) 上水道等の長期にわたる供給停止

水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進(上下水道課)

- ○昭和46年に整備を開始して以降、50年を経過する配水管や給水管により漏水が多発している地域があり、修繕費の高騰や有収率の低下が懸念される。
- ○取水施設及び浄水施設に関しては、水需要に応じて更新やダウンサイジングによる整備について検証する必要がある。

水資源の確保(上下水道課)

(水道施設の広域的整備)

○福岡地区水道企業団及び北九州市水道用水供給事業による浄水受水に加えて、リスク 分散のため自己水源を活用し給水しているが、今後施設の老朽化や耐震について検証し ていく必要がある。

5-2) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

下水道施設の耐震化(上下水道課)

- ○昭和 40 年代に整備された管渠が多く残存しており、築造後 50 年を迎える。それらの ほとんどの管渠が耐震に対しての考慮がなされていないため、災害時における長期機能 停止が懸念される。
- ○浄化センターや中継ポンプ場は、すでに耐震化されているが、新宮ポンプ場について は、最新の耐震基準を満たしていない。

下水道事業業務継続計画の実効性の確保(上下水道課)

○策定済みの下水道事業業務継続計画を基に、事故事例や対応実績を踏まえた BCP の見直しや作業手順の確認などの共有が重要である。

浄化槽の整備 (環境課)

○単独処理浄化槽から災害に強く早急に復旧が可能な合併処理浄化槽への転換及び設置 を促進するため、設置者に対して国・県・町が行う浄化槽設置整備事業で補助金を交付 する。また、更に支援を充実させるため、町費による補助金の継ぎ足しを実施する。

5-3) 交通インフラの長期にわたる機能停止

道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強(都市整備課)

- ○大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、町管理道路について、法面等 の防災対策を推進している。
- ○引き続き、救命救急活動や復旧活動を支える緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所(鉄道近接や広域迂回など)での対策を重点的に実施する取組が必要である。

道路橋梁の耐震補強(都市整備課)

○安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、 跨線橋の耐震補強などを重点的に進める取組が必要である。

緊急輸送道路の整備(都市整備課)

- ○大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に行う必要がある。
- ○大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保を図るため、 引き 続きこのような取組が必要である。

無電柱化の推進(都市整備課、地域協働課)

- ○道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議のうえ、無電柱化の取組を進めている。
- ○引き続き、このような取組を進めるほか、緊急輸送道路における新設電柱の占用の抑制や低コスト手法の活用などによる無電柱化の取組が必要である。

道路の雪寒対策の推進(都市整備課)

- ○大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等において は、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信により、円滑 な交通確保に努めている。
- ○道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、引き続きこのような 取組を進めるとともに、ソフト・ハード両面での取組が必要である。

生活道路の整備(都市整備課)

- ○幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、住民の安全・安心を確保するための道 路整備を行っている。
- ○災害時における地域交通網を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

5-4) 防災インフラの長期にわたる機能不全

道路施設の老朽化対策(都市整備課)

- ○町が管理する橋梁については、新宮町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化を図りながら維持管理を行うとともに計画的な架替えの検討を行っている。
- ○道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急に策 定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。

河川施設の老朽化対策(都市整備課)

- ○福岡県では主要な河川施設について、平成24年度から施設の点検を実施しており、点検結果に基づき、施設の長寿命化計画の策定を進めている。
- ○河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急に策 定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。

海岸保全施設の老朽化対策(都市整備課)

○海岸保全施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急 に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。

砂防施設等の老朽化対策(都市整備課)

- ○福岡県が管理する砂防堰堤や渓流保全工等の砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地 崩壊防止施設について、長寿命化計画の策定に必要な施設の点検を実施し、現在、施設 の長寿命化計画の策定に向けた検討が行われている。
- ○砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急に 策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。

治山施設の老朽化対策(都市整備課)

○福岡県が管理する治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、計画的な維持管理を求めていく必要がある。

目標 6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1) サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動 の機能不全

広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化(都市整備課)

- ○福岡県緊急輸送道路に指定されている町道の整備や町防災活動拠点へのアクセス道路 の整備を進めることで、平常時の円滑な物流のみならず、大規模災害時の災害対応力の 強化に資する道路ネットワークの構築を推進している。
- ○スマートインターチェンジの設置に向けた関係機関との協議を進めている。
- ○災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、引き続きこのような取 組が必要である。

「粘り強い構造」を取り入れた防波堤の整備(都市整備課)

○大規模津波等に対して、設計対象の津波高を超えた場合でも効果が粘り強く発揮できる構造を取り入れた防波堤の整備を検討する。

6-2) 食料等の安定供給の停滞

農業用ハウスの補強(産業振興課)

○十分な耐候性のない農業用ハウスについては、台風等の災害による被害のため、農業 生産への影響が懸念される。

漁港施設の老朽化対策(都市整備課)

- ○漁港施設の老朽化対策として、漁港の長寿命化計画に基づく対策を実施した。
- ○漁港施設の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

ため池の防災・減災対策(産業振興課、地域協働課)

○大雨等の災害により農業用ため池が決壊し、下流の住民や家屋に甚大な被害が生じる 可能性があることから、防災重点農業用ため池については、劣化状況評価や・豪雨耐性 評価を踏まえたハード対策を行う必要がある。

7-2) 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等(環境課)

- ○大気環境や水質、土壌の保全等を図り、健康被害のリスクを低減するため、大気汚染物質の状況、水質汚濁状況及びダイオキシン類による汚染の状況を福岡県担当部局と連携の下で把握し、事業者等に対する指導等を行っている。
- ○また、災害時にも大気汚染情報の発信を継続できる体制を福岡県と連携して確保する 必要がある。

毒物劇物の流出等の防止(環境課)

○災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、町ホームページを活用した毒物劇物の 事故未然防止対策等の情報発信、事故発生時における関係行政機関及び取扱事業者との 連絡・協力体制の確保等を行っている。

7-3) 農地・森林等の被害による土地の荒廃

地域における農地・農業水利施設等の保全(産業振興課)

○地域の農地・農業水利施設の管理が適切に行われない場合、周辺農地のほか近隣住民 や家屋に被害を与える可能性があることから、適切な維持・管理のための活動を支援し ていく必要がある。

森林の整備・保全 (環境課)

○森林の荒廃を未然に防止し、森林の有する水源かん養や土砂災害防止等の公益的機能 を持続的に発揮させるため、福岡県森林環境税を活用し、強度間伐による針広混交林化 や流木化する可能性の高い立木の伐採・搬出等を行っている。 ○森林荒廃の未然防止、森林の有する多面的機能の維持・向上のため、引き続きこのような取組が必要である。

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物処理体制の整備 (環境課)

○被災地の迅速な復旧・復興を図るため、他の市町村や災害時の協定を締結している関係団体を対象とした支援要請や広域処理の調整を行うなど、支援体制を充実させる。

8-2) 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築(地域協働課、都市整備 課)

- ○災害に備え、町土木組合、町建築協同組合、町管工事組合と「災害時における応急対 策業務に関する協定」を締結しており、早急な復旧、復興に係る事業者との連携強化が 重要である。
- ○災害時に復旧業務を円滑に行える体制を確保するため、引き続き必要となる協定の締結先を増やす取組が必要である。

災害ボランティア活動の強化(地域協働課)

○大規模災害時、膨大な災害関連業務の発生等により、行政だけでは被災者支援に対応 できないおそれがあることから、ボランティアとの連携体制を整える必要がある。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

地域コミュニティの活性化(地域協働課)

- ○地域コミュニティ活性化のため、定期的に開催する行政区長会において、各行政区の 取組や課題解決などの意見交換など実施している。また、行政区運営補助金や公民館活 動補助金などの金銭的支援を行っている。
- ○地域コミュニティの更なる活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

貴重な文化財の喪失への対策(社会教育課)

○町文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物被害を最小限に とどめるとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、文 化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。 ○伝統文化については、所作・作法等の伝承が失われる可能性があるため、由来、詳細な風習の記録・保存を進め、地域に働きかけて伝承する必要がある。

8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

地籍調査の推進(都市整備課)

○近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定される地域の地籍調査を促進し、被災後の復旧、復興を円滑に進める上で、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査を実施している。土地境界等の明確化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

建設型応急仮設住宅の供給体制の整備(地域協働課、環境課)

○大規模災害後、建設型仮設住宅の建設や借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障をきたすおそれがあることから、平時から制度設計等が必要である。



新宮町国土強靱化地域計画

策定日/令和 5 年 2 月 編 集/新宮町役場地域協働課

新宮町役場地域協働課 〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜1-1-1 TEL 092-963-1734 FAX 092-962-2078 E-mail kyoudou@town. shingu. fukuoka. jp